

基安発 0803 第 2 号
令和 2 年 8 月 3 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(契 印 省 略)

陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について
(トラック荷台からの転落防止等荷役災害対策の推進)

昨年の陸上貨物運送事業における休業 4 日以上之死傷者数は 15,382 人となり、前年より 2.8%減少したものの、平成 29 年との比較では 4.6%の増加となっている。また、昨年の死傷者数を労働者 1000 人当たりの発生率で見ると、8.55 (全業種平均 2.22) となり、就業者数が多い主な業種の中でも突出して高い水準にある。

陸上貨物運送事業における死亡災害については着実に減少しているが、労働災害全体では平成 21 年以降の増加傾向に歯止めがかかっていない。第 13 次労働災害防止計画の目標達成に向けても一層の取組が必要となっている。

死傷災害の発生要因としては、荷役作業時における労働災害が全体の約 7 割を占めている。荷役作業時の労働災害では特に荷台からの転落が多く、うちトラック荷台等への昇降時に発生するものがその約 4 割を占めている。

厚生労働省では、従来から「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン (平成 25 年 3 月)」を策定し周知指導を通じて労働災害防止に取り組んでいるが、今般、厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、トラック荷台への昇降による転落災害を防ぐための安全対策について、別添のとおり取りまとめた。

については、貴局における陸上貨物運送事業の第 13 次労働災害防止計画の目標達成に向けた進捗を勘案したうえで、陸上貨物運送事業の関係団体に対し、管内の労働災害発生状況を提示し、別添リーフレットを活用の上、改めて傘下会員への啓発、指導がなされるよう要請するとともに、管内事業者に対する荷台昇降時の災害を含めた荷役作業時の労働災害防止対策について、周知指導の一層の推進を図られたい。

なお、別紙のとおり関係団体に周知したので、了知されたい。

(別添)

リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために 荷台昇降設備・装備はありますか？」

リーフレット「労働災害が増えています。荷物の積み降ろしを安全に」

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について
(トラック荷台からの転落防止等荷役災害対策の推進)

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた第 13 次労働災害防止計画（以下「13 次防」という。）においては、陸上貨物運送事業における死傷災害（休業 4 日以上労働災害をいう。以下同じ。）の労働者 1000 人あたりの災害発生率（以下、「死傷年千人率」という。）を平成 29 年と比較して、令和 4 年までに 5%以上減少させることを目標としています。しかしながら、昨年の陸上貨物運送事業における死傷災害は 15,382 件となり、前年より 2.8%減少したものの、平成 29 年との比較では 4.6%の増加となっています。また、昨年の死傷年千人率は 8.55（全業種平均 2.22）で、就業者数が多い主な業種の中でも突出して高い水準にあり、憂慮すべき状況が続いています。

陸上貨物運送事業における死亡災害については、事業者及び事業者団体の皆様の御尽力により着実に減少していますが、傷病を含めた労働災害全体では平成 21 年以降の増加傾向に歯止めがかかっておりません。13 次防の目標達成に向けても一層の取組が必要となっております。

新型コロナウイルス感染防止の影響により、宅配需要が急増する中、社会生活の維持に不可欠な業務に取り組まれているところですが、こうした状況下では、労働者が安心して安全に働き続けることがこれまで以上に重要であり、労働災害防止のための更なる取組が必要です。

死傷災害の発生要因としては、荷役作業時における労働災害が全体の約 7 割を占めています。荷役作業時の労働災害では特に荷台からの転落が多く、うちトラック荷台等への昇降時に発生するものがその約 4 割を占めています。

厚生労働省では、従来から「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月）」を策定するなど労働災害防止対策に取り組んでいるところですが、今般、厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、トラック荷台への昇降による転落災害を防ぐための安全対策について、別添のとおり取りまとめました。

つきましては、貴団体におかれましても、現下の労働災害発生状況について貴団体傘下会員に共有していただくとともに、これを契機として、貴団体傘下の関係事業者、労働者はもとより、荷役作業に関わるトラックドライバー等に対して、荷台昇降時の災害を含めた荷役作業時の安全対策について周知、活用いただき、より一層の安全対策の推進に取り組んで頂

きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別添)

リーフレット「労働災害が増えています。荷物の積み降ろしを安全に」

リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために 荷台昇降設備・装備はありますか？」

(参考)

- ・「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」
- ・「テールゲートリフターを安全に使用するために」

- ・厚生労働省ホームページ（安全衛生関係リーフレット一覧）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

- ・独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所サイト

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2020_02.html

(別記)

- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会 会長
- ・公益社団法人全日本トラック協会 会長
- ・日本貨物運送協同組合連合会 会長
- ・一般社団法人日本自動車車体工業会 会長
- ・中央労働災害防止協会 会長
- ・建設業労働災害防止協会 会長
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会 会長
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会 会長
- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 会長
- ・一般社団法人日本自動車工業会 会長